

別記様式（第4条関係）

自動車運転代行業行政処分票

被 処 分 者	認 定 証 番 号	岐阜県公安委員会 第202号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	株式会社ハジメ商事（ろけっと代行）
	主たる営業所が所在する市町村	瑞穂市
処 分 年 月 日		平成30年12月19日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		帳簿等の備付け義務違反
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第20条第1項
処分を行った公安委員会		岐阜県公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、
営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する。